

杉並区立学校タブレット端末貸与要綱

令和3年1月29日

杉教第8920号

(目的)

第1条 この要綱は、杉並区立学校に在籍する児童生徒へのタブレット端末の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(タブレット端末の管理)

第2条 タブレット端末の管理は、学校内で使用している場合又は校外学習においては使用している場合は、児童生徒が在籍する学校の校長が行う。それ以外においては、児童生徒の保護者が行うものとする。

(貸与対象)

第3条 タブレット端末貸与の対象は、区立学校に在籍する児童生徒とする。

(使用料)

第4条 タブレット端末の貸与は、無償とする。

(貸与台数)

第5条 貸与するタブレット端末は、児童生徒1人につき1台とする。

(貸与期間)

第6条 タブレット端末の貸与期間は、区立学校に在籍する期間とする。

(貸与申込)

第7条 タブレット端末の貸与を受けようとする児童生徒の保護者は、タブレット端末貸与申込書兼使用同意書(第1号様式)を在籍校の校長に提出するものとする。なお、本書は、児童生徒が在籍する期間について在籍校で保管を行うものとする。

(貸与承認)

第8条 校長は、申込書兼使用同意書の提出があったときは、当該児童生徒の学籍を確認の上、貸与の可否を決定する。

(貸与管理簿)

第9条 校長は、タブレット端末貸与管理簿(第2号様式)に、貸与日、児童生徒名、保護者名、タブレット端末番号を記載し、貸与期間中のタブレット端末の管理を行うものとする。

(引渡し)

第10条 タブレット端末の引渡しは、在籍校の教職員の立会の上、在籍校で行う。

(返却)

第11条 校長は、貸与対象者が、次のいずれかに該当したときは、直ちにタブレット端末の返却を求めるものとする。

(1) タブレット端末を第三者に譲渡又は転貸したとき。

(2) タブレット端末を故意又は過失により破損させたとき。

(3) 校長が適当な使用でないと判断したとき。

- 2 校長は、貸与対象者が在籍校を卒業するとき又は貸与対象者若しくはその保護者が在籍校からの転校を申し出たときは、あらかじめタブレット端末の返却を求めなければならない。

(紛失等)

第12条 貸与対象者が、タブレット端末を紛失した場合又は盗難の被害にあった場合は、貸与対象者の保護者は、校長に紛失等の連絡を行うものとする。また、併せて所轄警察署に該当する届出を行うものとする。

- 2 校長は、貸与対象者からタブレット端末の紛失又は盗難の被害にあったことの連絡を受けたときは、教育委員会事務局庶務課長に紛失・盗難報告書（第3号様式）を提出するものとする。

- 3 教育委員会事務局庶務課長は、貸与対象者の保護者が所轄警察署に紛失又は盗難の届出を行っていないと確認したときは、代わって届出を行うものとする。

(損害賠償等)

第13条 区長は、故意又は過失によりタブレット端末を損傷させた者に損害の賠償を請求することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、貸与等に関し必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

様式 略